

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

6月以降の段階的な学校再開について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年5月31日までの市町村立小中学校等の臨時休業要請に関しまして、適切な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、本県では地域によって感染状況に差はあるものの、県全体では新規感染者数が徐々に減少傾向を示しております。また、県では、本日新型コロナウイルス対策本部会議において、県立学校の再開について別添参考資料「県立学校の再開について」のとおり決定したところです。

つきましては、市町村立小中学校等についても、段階的な学校再開を進めていただきますようお願いいたします。

また、その際は、感染状況や学校規模等を踏まえつつ、別添2「学校再開に向けたモデル例」及び「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）（ver.1）」（以下「県ガイドライン」と言う。）並びに「『Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について（通知）」（令和2年4月1日付け2文科初第3号）などを参考に、下記により適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、臨時休業を改めて要請するなど県の方針の変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 臨時休業と段階的な学校再開について

(1) 臨時休業の取扱いについて

6月1日以降、県としては臨時休業の延長は要請しない。

各市町村教育委員会が地域における感染状況等を踏まえ、独自に臨時休業を行うことを妨げるものではない。

(2) 準備登校の実施について

円滑な学校生活につなげるため、6月1日以降の学校再開に向けて、事前に準備登校を行うこと。具体的な実施時期や期間は、各市町村教育委員会が実情に応じて判断すること。

(3) 段階的な学校再開について

感染拡大を防止するとともに、児童生徒や保護者の不安を軽減するため、以下の段階に沿って学校を再開すること。

第1段階	一定期間、分散登校により半日程度の教育活動を各児童生徒に実施。 ただし、各市町村教育委員会が学校の運営状況や市町村内の新規感染者数の状況、通常の教育活動の再開に係る保護者の理解等を十分に参酌・評価しつつ、独自の判断をすることを妨げるものではない。 ※通常登校が再開されるまでは、部活動は実施しない。
第2段階	通常の授業を再開。 ※段階的再開のイメージについては、別添2参照

2 学校再開に当たっての感染症対策

- (1) 別紙1「彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言」、別紙2「学校再開後の場面ごとの対策【小中学校版】」及び県ガイドラインに基づき、徹底した感染防止対策を行うこと。
- (2) 感染者が発生した場合には、令和2年5月22日付け教保体251-2号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について(通知)」に基づき、適切に対応すること。

3 臨時休業を実施する場合の家庭学習について

市町村教育委員会が臨時休業を実施する場合の家庭学習支援については、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日 事務連絡）で示した対応を行うこと。

4 ICT環境の整備について

今後も地域の感染状況等により、地域ごとに臨時休業の期間や学校再開の状況等が異なる状況が発生するとともに、一旦収束しても再度感染者が増加する等の事態も想定されることから、柔軟な対応が可能となるよう、ICT環境の整備も含めた準備を進めておくこと。

この際には、「端末が足りないからICTは活用できない」という考えに陥ることなく、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながらも、家庭におけるICT機器の活用や、学校の端末の貸出し、パソコンルームの使用を認めるなど、活用できる資源を幅広く捉えつつ柔軟に対応すること。

経済的理由等で環境を準備できない家庭に対しては、学校が最大限の支援を行うこと。そのために、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算における端末や通信機器整備支援も活用し、必要最低限のICT環境整備を急ぐこと。なお、令和元年度補正予算による公立学校への端末整備については、「公立学校情報機器整備費補助金（1人1台端末の整備）の執行について」（令和2年4月30日付け初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）においてお示しした通り、緊急事態宣言が出された翌日以降に、緊急性からやむをえず契約したものについて、補助金の対象であれば今後の交付決定に

において遡って補助対象とするので、速やかに手続を進めること。

5 その他学校の運営に関することについて

上記のほか、学校運営に係ることについては、県ガイドラインを参照すること。

(参考) 県ガイドラインの構成

- | | |
|-----|--------------------------------|
| I | 感染症対策の徹底について |
| II | 教育活動上の留意点について |
| III | 授業の遅れに対する学習の保障について |
| IV | 心のケア等に関することについて |
| V | 教職員の勤務・サービス、健康管理について |
| VI | 感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応について |

6 送付資料

- (1) 学校再開に向けたモデル例 別添 1
- (2) 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言 別紙 1
- (3) 学校再開後の場面ごとの対策【小中学校版】 別紙 2
- (4) 市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）（ver. 1）
- (5) 県立学校の再開について 参考資料

担 当	教育指導担当 田邊・浅井
電 話	048-830-6778
FAX	048-830-4962
メール	akira.tanabe@pref.saitama.lg.jp（田邊）